

太田市こども誰でも通園制度 利用申請にあたっての確認事項

以下の内容について、利用申請前にご確認ください。

なお、こども誰でも通園制度ポータルサイトからの利用申請を行った場合、以下の内容について確認・同意が済んでいることとみなします。

「誰でも通園制度」利用にあたってのご注意

・以下の全ての要件を満たす方が、「誰でも通園制度」の利用ができます。

- 保護者・利用する児童ともに太田市内に住民票がある
- 利用する児童の年齢(月齢)が、6ヶ月～満3歳の前々日まで
- 児童が市内外の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない(子育て支援センター、一時預かり、認可外保育施設は除く)
- 認定決定・アカウント登録後の施設ごとの事前面談を実施している

・利用申請フォーム送信後、実際の利用開始まで時間がかかります。満3歳の直前のお子さまの申請の場合、実際の利用ができないことがありますのでご了承ください。

・「誰でも通園制度」の利用は、国が用意する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を通じて施設予約を行います。システムの利用方法等については太田市で回答することができませんので、国の用意するコールセンターにお問い合わせください。

確認事項

(1)施設利用前の面談

本事業の利用には、申請後に事前面談が必要です。

(2)利用期間

満3歳の2日前までご利用いただけます。

保育施設への入所(保育認定)を受けた場合は、利用できなくなります。

(3)システム利用

予約や施設利用には「誰でも通園総合支援システム」が必要です。

システムの操作方法については、太田市では回答できません。コールセンターへお問い合わせください。

(4)利用にあたって

申請・登録・認定が完了しても、実際の利用を保証するものではありません。施設の受け入れ状況や予約状況によっては、利用できない場合があります。

(5)キャンセル

予約をキャンセルする場合、キャンセルポリシーに基づき、キャンセル料や利用料相当額の支払いが必要となる場合があります。詳細は必ずご確認ください。

(6)以下の場合、速やかに太田市役所へご連絡ください。

- ・太田市から転出するとき
- ・保育施設へ入所するとき
- ・新たに減免の申請を行うとき
- ・その他、申請内容に変更があったとき

同意事項(下記に同意の上、利用申請を行ってください)

- ・虚偽の内容により申請書を提出し認定を受けた場合、遡って認定を取り消し、補助を受けた利用料について遡っての支払いが必要なこと
- ・太田市が本事業に必要な保護者や児童、同一生計者の住民基本情報や児童の保育認定等の情報、市町村民税の情報(児童の同一生計者を含む)及び世帯情報について公簿等を閲覧、確認すること
- ・太田市が申請書及び公簿等で確認した内容について、本事業を実施する各施設に必要な範囲で共有すること
- ・保護者が国の用意する「誰でも通園総合システム」の利用にあたり、同システムの利用規約やプライバシーポリシーに別途同意し従うこと
- ・保護者や利用施設が「誰でも通園総合システム」に入力した内容について、太田市が本事業に必要な範囲で閲覧、確認すること

確認事項 ※減免の申請をする方のみ

(1)減免の審査と決定

利用料の減免は審査結果に基づいて決定します。申請しても必ず減免されるわけではありません。

(2)書類提出と審査プロセス

申請内容を審査後、追加書類が必要な場合はご連絡します。追加書類の提出と審査には時間がかかる場合があります。

(3)「誰でも通園」の利用と減免

減免決定前でも「誰でも通園」は利用可能です。ただし、減免は審査・決定後に適用されます。減免決定前は通常料金をお支払いいただき、遡っての免除はありません。

(4)減免内容の変更

生活保護受給状況や個人住民税額、同一住居の世帯員に変更があった場合は、すぐにお知らせください。減免理由がなくなった後も減免料金で利用した場合、差額を追加徴収することがあります。

(5)減免の継続審査

個人住民税の参照年度は、毎年 9 月に更新します。毎年 7～8 月頃に継続審査のための書類提出をお願いします。書類未提出の場合、減免決定を取り消すことがあります。その他、太田市の判断により、

利用料の減免決定を取り消し、通知することがあります。

以上